

# 川崎市公報

毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)  
1 年 10,800 円  
1 箇月 900 円

## 目 次

### 規 則

- ◇川崎市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則(第66号) ..... 949
- ◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則(第67号) ..... 950
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第68号) ..... 950

### 告 示

- ◇道路区域の変更(第255号) ..... 951
- ◇道路の供用開始(第256号) ..... 951
- ◇道路区域の変更(第257号) ..... 951
- ◇道路の供用開始(第258号) ..... 951
- ◇道路区域の変更(第259号) ..... 952
- ◇道路の供用開始(第260号) ..... 952
- ◇道路区域の変更(第261号) ..... 952
- ◇道路の供用開始(第262号) ..... 952
- ◇道路区域の変更(第263号) ..... 952
- ◇道路の供用開始(第264号) ..... 953
- ◇道路区域の変更(第265号) ..... 953
- ◇道路の供用開始(第266号) ..... 953
- ◇自転車等の撤去と保管(第267号) ..... 953
- ◇道路区域の変更(第268号) ..... 953
- ◇専決した予算の公表(第269号) ..... 954
- ◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し(第270号) ..... 954
- ◇自転車等の撤去と保管(第271号) ..... 954
- ◇道路区域の変更に関する告示の訂正(第272号) ..... 955
- ◇道路区域の変更に関する告示の訂正(第273号) ..... 955
- ◇道路区域の変更(第274号) ..... 955
- ◇道路区域の変更(第275号) ..... 955
- ◇道路の供用開始(第276号) ..... 956
- ◇道路区域の変更(第277号) ..... 956

- ◇道路の供用開始(第278号) ..... 956
- ◇地縁団体の告示事項の変更(第279号) ..... 956
- ◇道路区域の変更(第280号) ..... 957
- ◇道路の供用開始(第281号) ..... 957
- ◇道路区域の変更(第282号) ..... 957
- ◇道路の供用開始(第283号) ..... 957
- ◇道路区域の変更(第284号) ..... 957
- ◇道路区域の変更(第285号) ..... 958
- ◇道路の供用開始(第286号) ..... 958
- ◇道路区域の変更(第287号) ..... 958
- ◇道路の供用開始(第288号) ..... 959
- ◇道路区域の変更(第289号) ..... 959
- ◇道路の供用開始(第290号) ..... 959
- ◇道路区域の変更(第291号) ..... 959
- ◇道路の供用開始(第292号) ..... 959

### 公 告

- ◇一般競争入札の執行(第194号) ..... 960
- ◇開発行為に関する工事の完了(第195号) ..... 960
- ◇一般競争入札の執行(第196号) ..... 960
- ◇建築協定書の縦覧(第197号) ..... 962
- ◇道路位置の指定(第198号) ..... 962
- ◇一般競争入札の執行(第199号) ..... 962
- ◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分(第200号) ..... 965
- ◇開発行為に関する工事の完了(第201号) ..... 965
- ◇一般競争入札の執行(第202号) ..... 966
- ◇平成19年度地籍調査事業の実施(第203号) ..... 968
- ◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告(第204号) ..... 968
- ◇川崎市都市計画用途地域の変更の案の縦覧(第205号) ..... 969
- ◇川崎市都市計画高度地区の変更の案の縦覧(第206号) ..... 969
- ◇川崎市都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧(第207号) ..... 969
- ◇川崎市都市計画地区計画の案の縦覧



附 則

この規則は、平成19年6月4日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定は、同月11日から施行する。

川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第67号

川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則

川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉局の項中

管理公舎	長寿荘管理人室	1室
職員公舎	有馬南医師公舎	1棟5戸
職員公舎	※新作教員宿舎	1戸

を

管理公舎	長寿荘管理人室	1室
------	---------	----

に改める。

別表第3新作教員宿舎の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第68号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

別表第11亜鉛及びその化合物の項中「3ミリグラム」を「2ミリグラム」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所（改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。）から公共

用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。）に直接排出される水その他の液体（以下「排水」という。）に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第45条第1項に規定する規制基準（附則別表備考第1項において「規制基準」という。）については、この規則の施行の日から平成23年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。

3 附則別表の中欄に掲げる業種（下水道業を除く。）に属する既設の事業所から排出される水その他の液体（公共用水域に直接排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鉱業	1リットルにつき亜鉛として3ミリグラム
	無機顔料製造業	
	無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）	
	表面処理鋼材製造業	
	非鉄金属第一次製錬・精製業	
	非鉄金属第二次製錬・精製業	
	建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。以下同じ。）	
	溶融めっき業	
	電気めっき業	
	下水道業（金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製造業、溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

備考 1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

(1)  $C_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値(単位 1リットルにつきミリグラム)

(2)  $Q_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 1日につき立法メートル)

(3)  $Q$ とは、当該下水道に係る排水の通常量(単位 1日につき立法メートル)

3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第31号に定めるところによるものとする。

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年5月16日から開始します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成19年5月16日から平成19年5月30日まで一般の縦覧に供します。

平成19年5月16日

川崎市長 阿部孝夫

路線名	供用開始の区間	備考
馬 絹 第98号線	川崎市宮前区馬絹1776番22先	
	川崎市宮前区馬絹1776番6先	

川崎市告示第257号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成19年5月21日から平成19年6月4日まで一般の縦覧に供します。

平成19年5月21日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道  
路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中丸子 第17号線	川崎市中原区中丸子 269番9先	6.00	5.27	
		川崎市中原区中丸子 269番9先	6.80		
新	中丸子 第17号線	川崎市中原区中丸子 269番1先	6.00	5.27	隅切り部
		川崎市中原区中丸子 1205番先	6.80		

川崎市告示第258号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年5月21日から開始します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成19年5月21日から平成19年6月4日まで一般の縦覧に供します。

平成19年5月21日

川崎市長 阿部孝夫

路線名	供用開始の区間	備考
中丸子 第17号線	川崎市中原区中丸子269番1先	隅切り部
	川崎市中原区中丸子1205番先	

告 示

川崎市告示第255号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成19年5月16日から平成19年5月30日まで一般の縦覧に供します。

平成19年5月16日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道  
路線名及び区域変更区間等

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	馬 絹 第98号線	川崎市宮前区馬絹 1776番26先	3.66	11.36	
		川崎市宮前区馬絹 1776番23先	3.77		
新	馬 絹 第98号線	川崎市宮前区馬絹 1776番22先	3.83	11.36	
		川崎市宮前区馬絹 1776番6先	3.89		

川崎市告示第256号

道路供用開始に関する告示